

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人住吉隣保事業推進協会（以下「当協会」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち専ら当協会の業務執行に当たり、当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬（定例報酬及び賞与）を支給することができる。

2 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ退職金を支給することができる。

(定例報酬の額)

第4条 当協会の常勤役員の定例報酬月額、理事長が理事会及び評議員会の承認を得て定めるものとする。

2 定例報酬月額は、年額700万円を超えない範囲で定めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する事項は、当協会職員の給与規程に準ずる。

(賞与)

第6条 賞与は、毎事業年度7月及び12月に支給する。

2 賞与の額は、定例報酬月額の5か月分を上限とする。

(退職金)

第7条 常勤役員に対する退職金は、毎年度末月の定例報酬月額を積立て、退任したときに支払うものとする。

(費用)

第8条 当協会は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員の通勤手当は当協会職員の給与規程に準ずる。

(公表)

第9条 当協会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、公益法人の登記の日から施行する(2011年3月19日評議員会議決)